

規 則

埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十六号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「医師育成奨学金貸与申請書」を「埼玉県医師育成奨学金貸与申請書」に改める。

第十二条第一項中「医師育成奨学金返還猶予（免除）申請書」を「埼玉県医師育成奨学金返還猶予（免除）申請書」に改める。

様式第一号中「㊸」を削る。

様式第二号を次のように改める。

誓 約 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

私は、下記のとおり埼玉県医師育成奨学金貸与条例（以下「条例」という。）の規定による奨学金の貸与を受けるに当たり、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、大学を卒業し、医師免許を得た後は、条例第8条第2号、第3号又は第5号のいずれかに該当する場合を除き、条例及び埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づく埼玉県内の特定地域の公的医療機関又は特定診療科等において条例に規定する期間、医師として勤務し、奨学金の返還の事由が生じたときは遅滞なく返還することを誓約します。

なお、条例若しくは規則の規定に違反したとき、又は埼玉県医師育成奨学金貸与申請書等の埼玉県知事宛てに提出した書類に虚偽の記載があったときは、奨学金の貸与の取消し又は交付の停止をされても異議ありません。

申請者 住所
氏名

申請者が条例の規定により貸与を受ける奨学金に係る下記の返還の債務について、連帯して保証します。

連帯保証人 住所
氏名
生年月日 年 月 日生
申請者との関係
電話番号

連帯保証人 住所
氏名
生年月日 年 月 日生
申請者との関係
電話番号

記

- 1 奨 学 金 の 額 月額 円
大学に入学するために必要な費用 円
- 2 奨学金の貸与期間 年 月から 年 月まで
- 3 延 滞 利 息 の 額 奨学金の返還事由が生じ、定められた期日までに返還の債務を履行しなかった場合、条例第11条の規定により、返還すべき額に年14.5%の割合を乗じて得た額

様式第三号中「㉔」を削る。

様式第四号中「㉕」を削り、「㊦中(第4中を除く。)」を「第2中、第3中又は第5中」に改める。

様式第五号中「㉖」を削る。

様式第六号から様式第八号までの規定中「㉗」及び「㉘」を削る。

第二条 埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「次項」の下に「及び次条」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(奨学金の利息)

第九条の二 条例第四条の二第一項本文の規則で定める期間は、交付停止期間とする。

2 条例第四条の二第一項ただし書の規則で定める奨学金は、前条第二項本文の規定により返還する奨学金とする。

第十条の見出し中「返還」を「返還等」に改め、同条各号列記以外の部分中「一時に返還」を「奨学金の返還等の債務を一時に履行」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「返還」を「返還等」に改める。

第十一条の見出し及び同条第一項中「返還」を「返還等」に改める。

第十二条の見出し中「返還」を「返還等」に改め、同条第一項中「の返還」を「の返還等」に、「埼玉県医師育成奨学金返還猶予(免除)申請書」を「埼玉県医師育成奨学金返還等猶予(免除)申請書」に改める。

第十八条第五号中「返還」を「返還等」に改める。

様式第二号を次のように改める。

誓 約 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

私は、下記のとおり埼玉県医師育成奨学金貸与条例（以下「条例」という。）の規定による奨学金の貸与を受けるに当たり、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、大学を卒業し、医師免許を得た後は、条例第8条第2号、第3号又は第5号のいずれかに該当する場合を除き、条例及び埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づく埼玉県内の特定地域の公的医療機関又は特定診療科等において条例に規定する期間、医師として勤務し、奨学金の返還の事由が生じたときは、遅滞なく、貸与を受けた奨学金を返還し、及び条例第4条の2に規定する利息を支払うことを誓約します。

なお、条例若しくは規則の規定に違反したとき、又は埼玉県医師育成奨学金貸与申請書等の埼玉県知事宛てに提出した書類に虚偽の記載があったときは、奨学金の貸与の取消し又は交付の停止をされても異議ありません。

申請者 住所
氏名

申請者が条例の規定により貸与を受ける奨学金に係る下記の返還等の債務について、連帯して保証します。

連帯保証人 住所
氏名
生年月日 年 月 日生
申請者との関係
電話番号

連帯保証人 住所
氏名
生年月日 年 月 日生
申請者との関係
電話番号

記

- 1 奨 学 金 の 額 月額 円
大学に入学するために必要な費用 円
- 2 奨学金の貸与期間 年 月から 年 月まで
- 3 利 息 の 額 条例第4条の2及び規則第9条の2の規定により、奨学金の貸与の額に年10%の割合を乗じて得た額
- 4 延滞利息の額 奨学金の返還事由が生じ、定められた期日までに返還等の債務を履行しなかった場合、条例第11条の規定により、返還すべき奨学金の額に年14.5%の割合を乗じて得た額

様式第三号中「埼玉県医師育成奨学金返還猶予（免除）申請書」を「埼玉県医師育成奨学金返還等猶予（免除）申請書」とし、「の返還」を「の返還等」とし、「奨学金の額」を「奨学金等の額」とし、「円」を「円（うち利息 円）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定による改正後の埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者について適用し、同日前に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。（準備行為）

3 この規則の施行の日以後に新規の奨学金の貸与の決定を受けようとする者は、同日前においても第二条の規定による改正後の様式第一号及び様式第二号の用紙を使用することができる。